

平成28年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成28年6月14日 開会

平成28年6月16日 閉会

奈井江町議会

平成28年第2回奈井江町議会定例会

平成28年6月14日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 特別行政報告（町長）
- 第 5 行政報告（町長、教育長）
- 第 6 町政一般質問（通告順）
- 第 7 報告第1号 平成27年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 報告第2号 奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について
- 第 9 議案第1号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第2号 平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第3号 平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第4号 平成28年度奈井江下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第5号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第6号 平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算（第1号）

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北	良	治					
副	町	長	相	沢	公				
教	育	長	萬	博	文				
会	計	管	理	者	篠	田	茂	美	
ふるさと	振興	参	事	碓	井	直	樹		
まちづくり	課	長	馬	場	和	浩			
くらしと	財務	課	長	小	澤	克	則		
おもいやり	課	長	松	本	正	志			
ふるさと	商工	課	長	横	山	誠			
ふるさと	創生	課	長	石	塚	俊	也		
まちなみ	課	長	大	津	一	由			
健康ふれあい	課	長	小	澤	敏	博			
やすらぎの家	施設	長	表	久	義				
教	育	次	長	山	崎	静			
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二

○欠席した者の氏名（1名）

ふるさと農政課長 辻 脇 泰 弘

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

（9時59分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、平成28年奈井江町議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番森岡議員、7番笹木議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から16日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から16日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時00分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

おはようございます。

3月7日から本日の第2回定例会までの議会運営委員会の開催報告を申し上げます。
委員会は、3回開催されております。

開催日順に報告致します。

委員会開催日平成28年3月15日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①追加議案についてです。

委員会開催日平成28年4月26日、調査事項は、第2回臨時会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議についてです。

委員会開催日平成28年6月9日、調査事項は、第2回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑤会議案等について、⑥町政懇談会について、⑦都市計画審議会委員の推薦についてです。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●3番

おはようございます。

それでは、第1回定例会におきまして付託されました調査事項についての調査を終了しておりますので、ご報告申し上げます。

委員会開催日4月19日、調査事項、調査第3号「各種検診等（特定健康診査除く）の実施状況について」

健康ふれあい課長、健康づくり主幹の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。

調査内容、1. 小中高生すこやか健診について、2. 結核検診について、3. 骨粗鬆症検診について、4. 肝炎検査について、5. 各種がん検診について。

意見・要望と致しまして、本町の各種検診において、すこやか健診の受診率は増加し、がん検診受診率においても増加傾向にあるものの、総じて全国・全道平均に達しておらず、がんの死亡率が依然高く、更なる生活習慣病予防対策の強化が課題であることが報告された。

町民一人ひとりの健康寿命を延ばすため、検診への動機づけや普及啓発、受診勧奨など受診率向上対策を講じ、健康相談などの強化に努めていることを評価するものである。

すこやか健診は、子どもたちの健康状態の把握、食育に大変意義のある事業であり、保護者や学校関係者との更なる理解と連携を深め受診率の向上に努めていただきたい。

今後とも、第2次奈井江すこやかプラン21計画の推進を図り、町民と共に健康なまちづくりに取り組んでいただきたい。

委員会開催日4月27日、調査事項、調査第2号「生涯学習と図書館の管理運営について（現地調査を含む）」

教育次長、教育支援係長、同主査、文化振興係長、同司書の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行なった後、現地調査を実施し検討した。

調査内容、1. 学校体育館の開放事業について、2. 第32回子ども会ミニバレーボール大会について、3. 子ども会議活動について、4. 町長と語る会について、5. 子ども朝活事業について、6. 公民館講座について、7. 寿学級について、8. 第53回総合文化祭について、9. スポーツ教室について、10. 町民歩こう会について、11. 第14回全町ミニバレーボール大会について、12. 公民館開放事業「子ども館」について、13. 芸術鑑賞会について、14. 子どもスポーツ教室について、15. 図書館利用状況について。

意見・要望と致しまして、生涯学習は、子どもから高齢者までのあらゆる世代のニーズに応えられるよう、新しい学びや社会参加にとって大切な取り組みである。

今後において、子どもを対象としたさまざまな体験を通じて活動する事業について、一層の充実に努めていただきたい。

図書館は、生涯学習や情報サービスの提供と共に、豊かな心を培う場として大きな役割を担っている。

近年、読書離れが進む中、ブックスタート事業や読書記録帳の配布などに取り組んでいる。引き続き、町民に親しまれる図書館への取り組みに努めていただきたい。

委員会開催日5月12日、調査事項、調査第4号「作況状況について」

ふるさと振興参事、ふるさと農政課長、農政係長（農務担当）、同（林務担当）の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。

調査内容、1. 農業者数及び農地面積について、2. 需給調整の状況について、3.

転作面積の作付け別面積について、4. 水稻作況指数について、5. 品種別作付状況について、6. 等級別出荷状況について、7. 計画出荷米の1等米品種別出荷内訳について、8. 主要青果出荷実績について。

意見・要望と致しまして、昨年の作況状況では、夏の天候にも恵まれ、水稻において作況指数は103のやや良となった。本町のブランド米「ゆめぴりか」など、計画出荷米は全量1等米となり、高品質米出荷割合においても昨年を大きく上回った結果となった。

主要青果では、一部で農家数・作付面積の減少はあるものの総じて良く、水稻とともに市場関係者や消費者から高い評価を受けていることは、農業者・関係者の弛まない努力に敬意を表する。

今後においても、農業情勢の変化、農家数の減少などが見込まれる中、関係機関との情報共有、連携を図りながら、継続的な事業推進に努力願いたい。

委員会開催日5月17日、調査事項、調査第1号「移住・定住事業について」

まちづくり課長、企画広報係長、同主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。

調査内容、1. 住宅施策実施状況について、2. 人口動態内訳について、3. 定住PRについて、4. 平成28年度住宅施策実施状況について。

意見・要望と致しまして、急速な少子高齢化・人口減少が続く中、移住・定住事業は、第6期まちづくり計画等においても重要な施策の一つである。

住宅支援制度の積極的な見直し、子育て支援など総合的な移住・定住施策などにより、人口の社会減少が大きく縮小したことは、大きな成果であり評価するものである。

更なる移住・定住の促進に向け、近隣自治体と連携した都市部への積極的な情報発信など、情勢やニーズの変化に応じ必要な見直しを図りながら、支援策の着実な推進に引き続き努力願いたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時10分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日平成28年3月30日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報5月号の誌面構成について、②議会中継について。

委員会開催日平成28年4月13日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報5月号の校正について、②議会中継の実施について。

委員会開催日平成28年4月19日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報5月号の校正について、②議会中継の実施について。

以上をもちまして、5月1日に議会だより5月号を発行致しましたことを報告致します。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 特別行政報告

(10時12分)

●議長

日程第4、特別行政報告の申し出が町長よりありましたので、許可致します。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

ご苦労さまでございます。

私は、就任以来、町民の医療と福祉の充実に心掛け、老人保健施設「健寿苑」の建設に始まり町立国保病院の改築、特別養護老人ホーム「やすらぎの家」、高齢者生活福祉センター「ひだまり」など、公的な施設整備と、町内開業医との連携のもと開放型共同利用を基本と致しました医療、福祉の連携「地域医療包括ケアシステム」づくりを進めて参りました。

更には、病院の再編と併せたサービス付高齢者向け住宅の導入を模索し、地方創生の

手段として位置づけ、今年度、これに取り組んでいるところであります。

さて、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、身の回りの世話などの生活支援を必要とする方が大幅に増加する見込みであることから、国は、これまでのような介護従事者による在宅や施設のサービスだけでなく、多様な主体による生活支援サービスを充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることのできる、新たな形の地域包括ケアシステムの構築を進めています。

私は、このような状況を踏まえて、今後の奈井江町の医療、介護、福祉のあるべき姿を検証し、民間との協力の下で、奈井江にふさわしいトータル・ケアシステムの構築を目指して参りたいと考え、町民有識者による、「奈井江町の医療・介護・福祉連携のあり方検討委員会」を立ち上げ、短い期間ではありますが9月を目途にその方向性を探ることと致しました。

以上、今後の奈井江町の医療、介護、福祉の取り組みに関する私の所信を申し上げ、特別行政報告と致します。

日程第5 行政報告（町長、教育長）

（10時16分）

●議長

日程第5、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

それでは、一般行政報告を行います。

平成28年第1回定例会以降の主なる事項につきましてご報告を申し上げます。

まちづくり課関係では、6月1日に、北海道町村会の役員の一員として、中央実行運動を行って参りました。

各省庁、道内選出の国会議員の皆さんに対して、各般にわたる要請を行って参りました。

総務省に対しまして、町村財政基盤の強化、地方交付税の持つ財源調整や税源保障機能を堅持することによりまして、地方財政計画に基づく一般財源の確実な確保、防災対策の強化、防災拠点施設等の老朽更新に対しての財政措置、農林水産省においては、地域農業の担い手の育成・確保対策等について強く要望の申し入れを行ったほか、各般にわたる要請活動を行って参りました。

次に、ふるさと商工課では、5月29日、芝桜まつりに出席しております。

町内の春の恒例行事として、天候にも恵まれ、住電精密さんなど、立地企業のご家族の皆さんはもとより、多くの町民も訪れ、過去最高となる約1,800人が来場致しまして、盛会な中に開催されたところであります。

昨年に引き続き、町の定住PRブースを設けて、町外からの来場者に町職員が奈井江の良さをアピール致しました。

また、当日は、住友電工ハードメタルの白石社長以下、幹部の皆さんと各般にわたる意見交換もさせて頂きました。

まちなみ課関係では、4月28日、6回目となる全町一斉クリーン作戦を実施しております。

今年も、小学校から高校までの児童、生徒をはじめと致しまして、町内企業や障がい者施設の方々や一般参加者など、約500名が参加致しまして実施されました。

子どもたちの提案が、町民の皆さんのご理解を得て開催された事業でございまして、奈井江町のまちづくりにとっても、大きな意味を持つものであり、今後も継続して実施されることを期待しているところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時19分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第2回定例会のご出席大変ご苦労さまでございます。

お手元の教育行政報告書より、2点についてご報告を申し上げます。

まず、第1点目は、4月4日の教職員辞令交付式、並びに7日の小・中学校の始業式・入学式に係わりまして、平成28年度の小・中学校の学級編成、教職員の配置についてご報告を申し上げます。

奈井江小学校の児童数は、新入学生32名を含め全校生徒207名で、前年度より、14名減少となり、普通学級では7学級、特別支援学級では5学級の学級編成であります。

教職員の配置につきましては、末吉前校長が定年退職をされ、樋口前教頭が南美唄小学校に転出されたことによりまして、栗山小学校より堀靖孝校長、上芦別小学校より古谷直人教頭がそれぞれ赴任をされたところでございます。

また、一般教職員では、普通学級の減によりまして、昨年度より1名減となり、総員23名の教職員体制となったところであります。

次に、奈井江中学校の生徒数は、新入学生44名を含め全校生徒144名、前年度より5名の減となり、普通学級6学級、特別支援学級2学級の学級編成となっております。

教職員の配置でございますが、校長・教頭とも異動はなく、前年度と同様の21名の

教職員体制となっているものでございます。

次に2点目でございます。

4月8日、奈井江商業高等学校において入学式が挙行され、奈井江中学校から入学をした9名を含む35名の新入学生が、緊張の中にも晴れやかな面持ちで式に臨んでいたところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第6 町政一般質問

(10時22分)

●議長

日程第6、町政一般質問を行います。

質問は通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いします。

(1. 5番三浦議員の質問・答弁)

(10時23分)

●議長

5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

おはようございます。

本日は、町長に2点質問を致します。

1点目ですけれども、奈井江駅窓口業務委託後の管理運営についてです。

5月1日から、奈井江駅の窓口業務が(株)富士工業に委託されましたが、窓口業務とはどの範囲なのか、例えば駅舎内の清掃や暖房の管理等も含まれるのか伺います。

全戸配布されました奈井江駅をご利用の皆様へというチラシと、駅にはこれを拡大したような表が張り出されていましたが、窓口業務のみについて書かれているので、その他のことについては、どういうことが委託にされたのかということについて伺いたいと思います。

次に、委託に伴い、窓口の営業時間や購入できるきっぷも限られ、不便を感じているのですが、待合室の様子ががらりと変わったことに驚いています。

駅構内の掲示物が撤去され、待合室は一挙に殺風景になりました。

壁の汚れなども目立つようになりました。

待合室で利用者の方と話していると、「寒々とした感じがする。壁だけでも塗り替えることはできないのだろうか」、また「今までのように各地の観光ポスターを張ってもらえないだろうか」というような声を聞きますが、この町民の声を活かすことができないものか伺います。

また、たまたま私は5月1日にJRを利用しましたが、待合室に入って、まず正面の時計が撤去されていたことに驚きました。

後から入ってきた利用者の方も「時計がなくなったんだね」ということでまず驚いていました。

携帯電話や腕時計などを持参している方はそれを見ればよいのですが、それがいない方は、乗車する列車に間に合ったのかどうか心配で「今、何時ですか」と、周りの方に聞いていました。

駅やバスターミナルなどでは、どこでも目立つ所に時計が設置されています。

利用者が安心して駅を利用するために、なんとか時計を設置することができないものか。

以上、質問致します。

●議長

(10時26分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員にお答えして参りたいと思いますが、三浦議員のご質問につきましては、奈井江駅の管理に関するものでございまして、関連がありますので3つの質問内容について、まとめて答弁させていただきます。

既にご承知のことと思いますが、奈井江駅の無人化が撤回されまして、きっぷの窓口販売や駅舎の管理、そして、JRを利用する乗降客の安全安心を確保する観点から、JR北海道の責任において地元企業への業務委託を致しまして、5月1日より行っているところでございます。

ご質問の駅舎内の清掃、暖房等の管理については、受託業者が、清掃、暖房等の管理業務を行っておりまして、駅構内の管理や時計の設置については、JR北海道の承認を得ないと出来ないとのことでありますが、5月に入り、町にも何件か既に問合せが来ておりまして、その都度、担当から申し入れを行っております。

私はこれまでも、JR北海道の一方向的な申し入れがあった交渉当初から、JR北海道の管理責任において実施するよう強く申し上げてきたところでございます。

これからも、駅舎管理に関し環境がどのように変わったのか注視し、しっかり改善すべきとの考えが基本でございまして、私も業務委託された後、状況確認のため実際に駅舎内を見ております。

いずれに致しましても、町民が利用しやすい駅でなくてはなりませんので、ＪＲ北海道と管理駅長のいるＪＲ砂川駅へ強く申し出を行っておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

●議長

(10時28分)

5番三浦議員。

●5番

窓口業務が委託されて、駅舎の管理はＪＲが行うということについては分かりました。今はまだ暖かい期間でいいんですけども、冬期間になると天候や列車のトラブルの関係で、列車の遅れや運休ということが心配されます。

その時、このチラシにも書いてあるんですけども、奈井江駅の電話番号は廃止となりますということで、連絡先が奈井江駅にはないということになっています。

例えば、ＪＲが今、動いているのかどうか、列車がどれくらい遅れているのか、というようなことを聞く時には、多分砂川駅に問い合わせしなければ、ならなくなるのはいかなというふうに思うんですけども、そういう細かいことですね、きちんと駅に掲示して頂きたいと思うんですね。

それから、老朽化する施設設備の修繕費をＪＲだけでは賄うのは難しいという指摘があって、4月13日付の道新には、宗谷線や石北線では、もう相次ぐ廃駅、駅をなくす、それから減便にもううんざりだというふうに沿線の住民の声が載っておりました。

このように、ＪＲの今回のこともそうですけれども、動きを見ていますと奈井江駅についても窓口業務の民間委託でことが終わらないのではないかと、次には、民間委託もなくなる、ということも危惧しております。

今後、新たな変更が必要になった場合にも、ＪＲが一方的なことを進めないよう、今回のように、引き受けてしまった窓口業務を廃止するということを、そうですかと言ってしまった自治体については、もうそのままになってしまいましたよね。

奈井江町のように、それは絶対まかりならん。ということで、強く言ったところは、色々な形を変えて残ったということになっていると思います。

今後も、ＪＲの申し入れが一方的にあった時には、強く町の方からも住民の足確保ということで、言って頂きたいということと、国や道にもＪＲの指導や援助に関わるべきだと思います。

この点についても、国や道にも申し入れをして頂きたいというふうに思いますが、その点について町長のお考えを伺います。

●議長

(10時32分)

町長。

●町長

今、三浦議員の再質問でありますがおっしゃるとおりでありまして、基本的には、

駅舎については、JRが管理すべきだと、こういうふうに基本的に思っているところですが、しかし、今、委託をしたということですが、それは、やむを得ないと致しましても、この委託をなお切り下げて、委託もなくなってしまふ、誰もいなくなってしまうということのないように、継続できるように、申し入れをしていきたいと、こういうふうに考えておりますし、また、今お話ございましたように、駅舎に電話がなくなるということですが、それについても砂川駅でちゃんと確保するような形を、継続していけるように、問い合わせがあったら答えられるような体制をして頂きたいと、こういうふうに申し入れておりますから、そんな急に切ったりなんかすることはないだろうと思います。

それから、道と国への申し入れということですが、これらについても既に道に申し入れを致しているところですが、何人か行って、町村会で、12、13人だと思っておりますが、委員を作って、私もその中の1人になっておりますから、JRの社長さん以下常務さんが来て、申し入れをしているところですが、いずれに致しましても、駅が廃止されないよう、単独でこれは頑張らなければいけないだろうと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時34分)

5番三浦議員。

●5番

昨今、高齢者の運転免許返還を進める動きが強まっていますけれども、そのためにも車に代わる交通機関がどうしても必要になってくると思いますので、是非、駅は残すということで、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

2問目の質問は、学校給食の無償化についてです。

4月にありました浦臼町の町長選挙におきまして、「幼稚園、小中学校の給食無料化」こういう政策を掲げた候補が当選致しました。

この給食の無償化については、平成26年12月の第4回定例会の一般質問で、私は子供の貧困化対策として、給食無償化を考えられないかと質問しました。

その時、町長の答弁は「学校給食については、浦臼町と広域で実施しているので、奈井江町だけの問題でなく、浦臼町とも協議しなければ公平性が保たれない」というふうにお答え頂きました。また、「子育て中の保護者の方々と何度も町は意見交換をして、妊娠出産を経て、子育てを行う十数年に渡るライフサイクルを支援するために、妊婦の一般検診や、小中高生のすこやか健診、高校生までの医療費無料化、認定こども園の保育料軽減、第3子以降の保育料を無料化するという、子供の貧困化対策の視点を持ちながら、子育てしやすい環境作りの取り組みを行ってきた。給食の無料化については、これから色々な面で議論をしなければならないという余地があるが、当面はこれらの施策を優先して進めていきたい」また、「人口減少社会にあって、国がもっと真剣に、もっ

と前向きに子育て支援に取り組むよう、国に要求していきたい」という答弁でした。

この度、浦臼町で新たな動きが出てきたことに伴い、奈井江町としても、この件について、再度検討する時期にきたのではないかとと思いますが、この件について町長の見解を伺います。

●議長
町長。

(10時37分)

●町長

三浦議員の2点目の質問でございますが、給食費の無料化でございます。

子育て世帯の方々の負担軽減を図る有効な施策になるものとして、私も従前から認識をしているところでございます。

三浦議員が、今、ご質問の中にありましたように、確か26年の12月だったと思いますが、定例会で質問しておりました。

その中で、学校給食については、浦臼町と広域で実施しております、私の立場として両町において公平性を期していく必要があると考えておりましたが、浦臼町においては政策として優先し、今年度から無料化を実施するとの認識を致しております。

ただ、申し上げたいことは、奈井江町でもし無料化を実施するということになりますと、子供たちが沢山おりますので、浦臼町にも広域で取り組んでいるだけに、影響を及ぼすということから、教育長なり私なり、副町長なりが、相談を持ちかけて、しなければいけないと、こういうふう認識に立っていることは事実でございます。

これまで当町では、十数年にわたる子育てを支援するため、アンケート調査などを行う中、給食費無料化についての意見もありましたが、子育て中の保護者の方たちと何度も意見交換を行いました。

高校生までの医療費を無料化している、認定こども園の保育料軽減や第3子以降の保育料無料化などを行うとともに、今年度からは新たに特定不妊治療費負担軽減やおたふくかぜ・ロタウイルスへの任意予防接種費用の無料化など、必要となる支援の内容や優先的に取り組む事業など、十分検討を重ねながら、幅広く、子育て支援の充実を図ってきたところでございます。

給食費の無料化につきましては、町と致しましては、更なる子育て支援の充実を図る重要な施策であると考えておまして、来年度に向けて検討をして参りたいと考えているところでございますので、ご理解のほどを賜りたいと思います。

また、今後においても、若い世代や子育て世代の方々が魅力を感じながら、1人でも多くの定住が図られるよう、各施策の充実に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

5番三浦議員。

(10時41分)

● 5 番

浦臼町と奈井江町とでは、子供の人数が大幅に違いますので、一挙に実施するという事は難しいのかなというふうに思いますけれども、来年度に向けて検討するということでございますので、例えば全員ではなくても第3子以降とかいう条件が色々つくにしても、出来るだけ前向きで検討して行って頂きたいと思います。

以上で質問を終わります。

● 議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(10時41分)

(2. 3番遠藤議員の質問・答弁)

(10時42分)

● 議長

3番遠藤議員。

(3番 登壇)

● 3 番

第2回の定例会のご出席、大変ご苦労さまです。

本日は教育長に1点質問させて頂きたいと思います。

体験学習の推進についてということで、よろしくお願い致します。

これまで小学校での体験学習では、幅広い観点から意義のある学習が行われ、特に、江南小学校時代には、米作りの学習は地域を上げて盛んに行われてきました。とはいえ奈井江小学校でもささやかながらにも農業者の協力を頂きながら米作りを行ってきました。

近年の農業情勢も大きく変わり、水田の大区画化などにより思うように土地を提供して頂ける方がいない。また、子供達の学習に良い区画の土地があっても協力が得られないなど、毎年土地の確保に苦慮をしているという状況であります。

参考までに、当麻町では、町が1.2ヘクタールの水田を購入し田んぼの学校として、小学校4年生から中学2年生まで約280人が田植えに参加をしていると言います。

また、新十津川町では、農業高校と連携をし体験学習を行っていると同っております。

質問の1点目と致しまして、奈井江の町として米作りの体験学習用の土地の確保について、教育長に考え方を伺います。

2点目について、米作りの体験学習を行う上で、個々の農業者に依頼するには限界があります。

J Aや農業団体などとの連携も不可欠であろうと思います。

農業団体の方々は、それぞれの役割として、食育や担い手の育成などについては、高

い見識と理解を持っているはずです。

先般6月4日付けの農業新聞では、特別栽培米生産組合では、札幌市の子供達を、田植えの体験で受け入れたということ、記載されておりました。

総勢子供達やその家族が43人の参加があったということでした。

こうしたことから考えると、関係機関、農業団体等との連携が必要ではないかというふうに思いますので、その2点、教育長について伺いたいと思います。

●議長

(10時45分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、遠藤議員よりご質問ございました体験学習の推進について、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の米作りに対する安定した土地の確保についてでございます。

農業体験学習の1つでございます米作りは、旧江南小学校からの伝統を引き継ぐ本町の特色ある教育活動の1つというふうに考えてございます。

子供たちの手で苗を植え、稲を刈ることで食物を育てる大変さまたは収穫の喜びを実感し、地域の方々と交流することによりまして、食の大切さ、豊かな情操、人間関係を築く力に繋がるものというふうに、大変大切な体験学習というふうに考えております。

体験農園につきましては、学校、PTAと相談をしながら、ご協力を頂ける農家の方を選定をさせて頂きまして、学習田の維持管理と田植えまたは稲刈り等のご指導を頂いているところでございます。

この体験学習にご理解とご協力を賜っております、PTAの皆さん、農家の皆さん、そして地域の皆さんに心より感謝を申し上げたいと思います。

教育委員会と致しましても、学校、PTAと情報を共有しながら、米作り体験学習のための水田の確保に向けまして、今後とも、農家の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、学校側と共々、努力して参りたいと考えているところでございます。

次に2点目の関係機関や農業団体との連携の必要性についてでございます。

先般、5月27日に田植えを実施をさせて頂きました。

曇り空ではありましたが、5年生の子供たちが元気いっぱい歓声を上げながら、裸足で田んぼに入りまして、土の感触を踏みしめ、ほとんどの子供たちが、初めての田植えを体験したところでございます。

当日は、PTA役員、保護者、それと新砂川農協の職員、役場ふるさと農政課の職員など、多くの方々にお手伝いを頂いたところでございます。

これまでも関係機関の皆さんには、多くのご協力を賜っております。

心より感謝を申し上げたいと思います。

今後とも、米作り体験学習はもちろんでございますが、様々な場面で、関係団体をは

じめ地域の皆さんのご協力を賜りながら、子供たちの教育活動を支えて参りたいと考えてございますので、なにとぞご理解のほど、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時48分)

3番遠藤議員。

●3番

今ほど教育長の答弁の中で、教育を全面的に教育機関、色々な農業者、色々町の機関とも色々連携しながら支えていきたいというお話でした。

とてもありがたいなというふうに思うんですけども、保護者の方からはこれまで土地の確保について、大変になってきたと。ずっと継続していくのであれば、町として、土地を確保して頂けないかと、そういった話がありましたものですから、私はこういう質問させてもらいました。

なぜ、土地を提供して頂けないのかということ話し合った時に、農家の方から、これまでの作業が負担になるのはどんなことがあるのかと聞いた時には、まずは、大きな土地を提供した場合に、子供たちが入るのに、水田を仕切るとなると、水の管理が大変、除草作業が大変というそういう声があるのと、秋になると、はさがけをしなければいけない、その準備、いまだ、そのはさがけという作業がないものですから、はさがけの準備をして脱穀をすると、そういったところがやっぱりちょっと大変かなと思います。

今の時代は機械に乗っているだけで、一連の作業を終えてしまいます。

そういった作業をやっているものですから、あえて、昔というか何十年も前の作業を今になってやるというのが、私は大変というのもよく分かりますし、私もよく携わってきたので、そこをあえてどうだということのもちょっと私も言いづらい所があるんですけども、そういう理由があるようです。

考え方として、私も農業をやっておりますので、昔ながらの農業のあり方を伝えていくということもとても大事なんですけども、現在の農業の変わりよう、今ではICTを活用した農業が取り入れられていますので、こうした農業を伝えていくということのも、意義のあることではないかと思うんです。

例えば、12月に質問の中で、GPSを使った農作業をやっているという農業者が奈井江にも結構おりますので、子供たちにそういうところを見せるだとか、機械に乗せて、試乗会させるだとか、脱穀といっても、ダンプに籾を上げて乾燥機に入れる、そんな様子子供たちに見せたり、乗せたりとかというような何かそんなようなところもあるのではないかと私は思います。

そういう受け入れであれば、農業者の方もすんなりと良いよと私は言ってくれるんだと思います。

それをあえて、昔ながらの農業を伝えていかなければいけない、苦勞を感じてもらわなければならないという、そこら辺が、ちょっと農業者として、受け入れづらいところではないかなというふうに私は思うんです。

あえて、例えば学校の敷地内に、学校田を小さくてもいいから設けるだとか、あとは、農業団体を通して協議をしてもらいながら、土地を決めてもらうだとかっていった、このような方法もあるのではないかと思うんですけれども、教育長のそこら辺の見解を伺いたいと思います。

●議長

(10時51分)

教育長。

●教育長

まとめたお話が出来るかどうか分かりません。

ご容赦頂きたいと思います。

まず、昔の学習の中では、はさがけということは、やっていたとは思いますが、この近年、はさがけはもうしていない、それについては、されてないというふうにみておりますし、また、確かにほとんど圃場整備等で大きな田んぼになってはいるんですが、そこを区切る、例えば区切りがなくて、その一部をお貸しを頂くことが出来ないのかどうか、場合によりましてはですね、そういったこともちょっとお願いが出来ないのかなというふうに思っておりますし、また、今、体験学習をしておりますが、議員のお話の中では、ある意味、今の近代化農業の見学学習ということも、それも当然今後においてはあろうかと思えます。

また、学校田、場所もだとは思いますが、ただ、私どもと致しましては、子供たちに、生きた教材と言いますか、本当の田んぼの中で、泥だらけになりながら、田植えをするのが、そして稲刈りをするというのが、やはりこれ一番なんだろうというふうに思っておりますし、また、学校田についても、今、そういった、例えば水の管理等々、適切などころあるかどうか、私もちょっと認識しておりますが、今、それについては、お話しするものはございませんが、ただ、いずれにしましても、普通の野菜等の栽培と違いまして、昔から八十八の手をかけてようやく一粒の米が出来るというふうに言われているもので、相当なやはり手間暇と知識がなければ、こういう田んぼの管理等、出来ないのではないかという認識をしております。

ですから、場所の確保も大切でございますが、やはりこれについては、ご協力を頂く、農業の経験者、この確保が私としては一番大切なのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、今後につきましても、学校とも、今、今年については、先ほどご報告させていただきましたように、無事田植えを済ませて頂いております。

そういうことで、本当にご協力に感謝を申し上げたいと思いますが、将来もしそういったことで難しさが出てくるのであれば、先ほどご提案頂きました、見学学習も含めて、今後、学校側とも相談をさせて頂きながら、極力今の体験学習を実施していきたいというふうに考えてございますのでどうぞご理解頂きたいと思えます。

●議長

(10時54分)

遠藤議員。

● 3 番

教育長の答弁の中で、出来るだけ協力者の確保が、一番でないかという、そんなお話もありましたけど、私は、水田の土地が、提供して頂けるのであれば、協力者がどっといるように思います。

私もずっと白山にいて、何年も受け入れてくれた人が、4年も5年も子供たちを受け入れてくれました。

その前にもやっぱり学校のすぐ傍で、瑞穂の人でしたけれども、4年も5年もずっと受け入れてもらって、安心していたので、毎年毎年この農業者の土地を提供して下さる人を探して、お願いして歩くというのが本当にこれは大変なことだなというふうに思って聞いていたんです。

協力者というのは沢山いるんです。

土地を提供してくれる人がなかなかいないというのが、私、大問題だなと思っているんですけども、やはり今後の子供たちの学習には欠かせないっておっしゃっておりますので、私たちも出来るだけ、協力をしていきたいと思えますし、色々な人たちと、繋がりをもってなんとか頑張っていきますし、やって頂きたいなというふうに思います。

小学校での、児童による授業の評価については、施設に行ったり、地域の人たちとの触れ合い、自然との触れ合い、そういった授業がとても楽しいという、高い評価があるようです。

体験を通して、人との交流や特に農業は心の健康だとか、食の大切さだとか命の大切さだとか、そういった多くの可能性を秘めた授業でありますので、今後とも関係者との連携を密にしながら、是非子供たちのために、学びの環境を整えて頂きたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

これで質問を終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩と致します。

(休憩)

(10時57分)

(3. 8番大矢議員の質問・答弁)

(11時09分)

●議長

会議を再開し、一般質問を続けます。

8番大矢議員。

(8番 登壇)

● 8 番

第 2 回定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

6 月 3 日初めての議会懇談会を開催致しました。

昼、夜合わせて 4 6 名の参加を頂き、無事終了することが出来ました。

奈井江町の皆様のご協力に対しましても感謝申し上げます。

多くの質問・意見がありましたが、移住・定住、ないえ温泉、災害対策、サービス付高齢者向け住宅に関心が高いと感じました。

懇談会の中での質問ではありませんけれども、サービス付高齢者向け住宅と災害対策につきまして、大綱 2 点町長に伺います。

まず、サービス付高齢者向け住宅と病院経営について 2 点質問致します。

1 点目は、町民の関心は利用料がいくらになるのかという事と、病床が半分になり、病院経営が続けられるのかということでございます。

利用料等を規定するサービス付高齢者向け住宅の設置条例は、9 月議会までに決めるということでありまして、1 1 月の供用開始を考えますと、少し遅れているのかと思います。

現在、国と協議されているとのことですが、高齢者向け住宅の運営には国の支援はないと聞いています。

どのような協議がされているのか伺います。

2 点目は、国は 2 0 1 8 年に療養病床を削減するにあたり、療養病床が利用者負担が一番安く低所得者の受け皿になっていることから、医師等が常駐する住居型新施設などに転換する新たな制度について検討を始めたとのこと。

どのような制度になるのか現時点では分かりませんが、新たな制度が出来た時、先行して取り組む高齢者向け住宅と 2 階の療養病床の対応について、どのように考えているのか伺います。

以上、2 点よろしく申し上げます。

● 議長

(1 1 時 1 1 分)

町長。

(町長 登壇)

● 町長

大矢議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、1 点目の国との協議内容についてでございますが、住宅開設に向けては、人口減少、超高齢社会の進行の中、引き続き安心して暮らすことができるまちづくりを推進致しまして、将来にわたり、「医療・介護」との一体的提供を進めながら、高齢者が安心して暮らせる住まいの提供や、合わせて定住化を促進したいと考えております。

しかしながら、多くの高齢者は年金収入のみで生活しておりまして、本町の場合でも、

年額150万円以下の方が、全体的に約75%を占めておりまして、低所得者の割合が比較的高い傾向にございます。

このようなことから、入居費等の設定については、軽減措置が必要と考えておりまして、国に対して「何らかの財政支援を受けられないか」との要請を行いまして、現在、厚生労働省保険局においてご検討を頂いているところでございます。

今後も、他の関係機関に対しても協議を進めながら、住宅運営を含めた病院事業全体の経営健全化に繋げて参りたいと思うところでございます。

なお、入居費等の具体的な軽減措置につきましては、現在精査中ではありますが、基本と致しまして、所得に応じた4つの段階的な入居費等を設定致しまして、低所得者の方々にも利用しやすい住まいを提供するとともに、多くの方々に入居を頂き、円滑な住宅運営に繋げていきたいと思うところでございます。

なお、住宅開設に向けた改修工事及び備品購入についての財源については、地域医療介護総合確保基金より5,237万2千円、地方創生による加速化交付金より1,950万円、合わせまして7,187万2千円の補助を頂く予定でございます。

2点目の国の療養病床削減への対応についてでございますが、介護療養病床につきましては、平成29年度末に廃止予定されているところでございますが、現在、国では、慢性期の医療・介護ニーズへ対応するための療養病床のあり方、医療機能を内包した施設系サービス体制、住まいと医療機関との併設など新たな形態について、「療養病床のあり方等に関する検討会」を設置致しまして、協議が進められているところでございまして、年内にも取りまとめを目指しております。

本町においては、病棟の再編によりまして、介護療養病床を廃止致しまして、医療療養病床のみに集約した中で32床を確保致しまして、一般病床18床を含め、50床で運営しております。

医療療養病床では、医療の必要性が比較的高く、容体が急変する場合など重度の方を対象に、これからも、より医療体制を充実しながら、受け入れを推進するとともに、砂川市立病院が運営する地域包括ケア病棟と連携し合いながら、幅広く医療ニーズに対応して参りたいと思うところでございます。

また、医療の必要性や容体が比較的安定している場合など、それぞれの状態に適した対応が必要であることから、引き続き、やすらぎの家、健寿苑の介護サービスの提供とともに、一体的な療養環境を整備しながら、更なる地域包括ケアシステムの推進に努めて参りたいと考えているところでございます。

●議長

(11時17分)

8番大矢議員。

●8番

まず2点目の方からさせていただきますけれども、新たな制度が出来たとしても、今の50床の病床を残し、また今対応しようとしている高齢者向け住宅は、継続して取り組んでいくということでございますから、町民の中から、入院したくても入院出来なくな

るのではないかという不安の声も聞かれていますけれども、新制度になっても、それらの病床、まだ他の介護施設等も含めて対応していくということでございますから、その面については安心したところでございます。

入居費用の関係なんですけれども、先ほど4段階の設定を考えているということでございます。

常任委員会時には、利用料は確か2段階で考えていたかと思いますが、4段階の設定を考えているということで、奈井江はどちらかという、国民年金だけの年金生活者が多く、そういう意味では低所得者の利用しやすい環境を整えて頂いているのは、大変歓迎するところでございます。

一方、病院経営を考えた時には大変不安な面もあるんですね。

そういう面で、今、国との色々な折衝をされているんだろうと思います。

厚生労働省だけでなく、国土交通省とも何か話し合われているようにもお聞きしましたが、これは単年度でのことなのか、また継続的にこういう支援を受けられるようなことについて話し合われているのか、もう少し具体的な交渉内容を伺えればなと思うのですけれどもよろしくお願い致します。

●議長

(11時19分)

町長。

●町長

なかなか具体的には申し上げるわけにいかないと思いますが、ただ、単年度でなく、これから恒久的に補助を受けられるような、そういう構えの中で、要するに、例えば運営について協力を求めるということでございますので、ご理解頂きたいと思うところでございます。

医療側の投資になる、協力になると思いますが、その中で、保険局との話し合いでございまして、国土交通省とは話し合いを致しているところでございますが、振興局を通して話し合いをしているところでございますが、これも単年度ではなく、出来れば継続して運営にあたっての補助していきたい、こういうふうを考えておりますので、ただ、決まったわけではございません。

今後のなりゆきだと思いますけれども、出来るだけ、そういうふうにしていきたいと思っております。

年金生活者が多い奈井江町の住民としては出来るだけ安く、しかも、安心して入りやすいような状況を作らなければいけない、こういうふうには思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時20分)

8番大矢議員。

● 8 番

今、交渉中でございますから、なかなか具体的なことは説明出来ないということでございますけれども、やはり、これがあるかないかによって、病院経営にも大きく響きますし、また、利用者が利用しやすい環境を整えるためには、これが必要なんだろうと思いますので、よろしくお願いをしたいなと思います。

まだ、ちょっと日程的なものがかなり厳しくなるのかなと思うんですけれども、現在の状況として、供用開始は実際に11月と当初から言ってますが、それまでに、これら建築の方は予算がついてますから、入居等の段取りは間に合うのかどうかその辺説明をお願いします。

● 議長

(11時21分)

町長。

● 町長

もし出来れば、臨時議会をお願いして、出来るだけ速やかにやりたいと、入居者の募集もしなければいけませんから、当然のことながら、出来るだけ速やかに、可能な限りやっていきたいというふうに思っております。

ご理解のほどをお願い申し上げます。

● 議長

(11時22分)

8番大矢議員。

● 8 番

ありがとうございます。

次の質問に移らせて頂きます。

2点目は、災害時業務継続計画について、3点質問致します。

熊本の大震災では、役場庁舎が大きな被害を受け、利用出来ないばかりか、必要な機材やデータも取りにいけない状況も報道されていきました。

奈井江町も、役場庁舎等拠点施設の耐震性に問題があり、施設整備が出来ない中で、どんな対策、対応が出来るのかと考えていました。

そんな中で、5月28日の北海道新聞に、災害時業務継続計画の策定状況が掲載されていきました。

奈井江町は検討しないとなっていました。

内閣府は、職員が少なく庁舎の耐震化が遅れている小規模な自治体ほど、策定が急務と位置付けていると記載されていきましたので質問致します。

1つ目と致しまして、災害に対する計画として、地域防災計画、防災マニュアルはよく知られていますけれども、災害時業務継続計画は承知していませんでした。

どのような内容なのか伺います。

2点目と致しまして、業務継続計画の策定は検討しないということでございますけれ

ども、なぜ検討しないのか。

また、計画は、6項目あるということでございますけれども、この6項目の現在の取り組み状況は、どのようになっているのか伺います。

3点目と致しまして、防災計画で充足する自治体もありますけれども、防災計画には、この6項目に関する記載はないと思っておりますけれども、防災計画との関係・整合性はどのようになっているのか伺います。

●議長

(11時23分)

町長。

●町長

大矢議員の2つ目の質問にお答えして参りたいと思うところでございますが、業務継続計画の内容について、計画6項目の現在の取り組み状況について、防災計画との関係・整合性についてということでございますが、奈井江町では、今、ご指摘ございましたように、検討しないということではなく、前向きに検討しているということをこれから申し上げるので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

まず、「災害時業務継続計画」につきましては、災害発生時に、「人・物・情報」などの、利用すべき資源に制約を受ける状況下にあっても、一定の行政の業務を的確に行えるよう、対策を事前に準備し、即座に行動することを目的に策定する計画であります。

地方公共団体に、「地域防災計画」や「各種の災害対応マニュアル」がありますが、「災害時業務継続計画」は、これらの計画等を補完、又は相関するものでございまして、各市町村の実情に合わせ、必ずしも独立した計画書でなくてよいとされておりまして、当町では、「地域防災計画」の中で包括することとして、足りない部分を加えて参ります。

1点目の業務継続計画の内容についてでございますが、災害時業務継続計画については、特に重要な6項目を取り入れる必要があります。

1つとしては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制を定めること。

2つ目と致しましては、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。

3つ目と致しましては、電気、水、食料等の確保。

4つ目と致しましては、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保。

5つ目と致しましては、重要な行政データのバックアップ。

6つ目と致しましては、非常時優先業務の整理でございます。

これらを盛り込むことで、行政も被災する深刻な事態も考慮した、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となりまして、災害発生直後の混乱で、行政が機能不全になることを避けるため、被害復旧相談や罹災証明書の発行、出生や死亡届けなどの一部窓口業務を再開致しまして、早期に実施出来るようになるとともに、職員の睡眠や休憩、帰宅など、安全衛生面の配慮の向上も期待できるものとされておりまして。

2点目の計画6項目の現在の取り組み状況でございますが、3点目の防災計画との関係・整合性についてとの関連がありますので、まとめてお答えしますが、新聞報道では、

先ほどお話しした、特に、重要な6項目の内、4項目について掲載がされておりましたが、当町における取り組みの状況を補足して説明致しますと、「奈井江町地域防災計画」は、平成26年4月に全面改定されました。

防災組織や災害通信情報計画、災害予防計画のほか、災害応急対策計画など8章で構成されておりまして、先の計画6項目中、代替庁舎の特定、重要行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理の3項目についての記載が無い状況にあります。

代替庁舎の特定につきましては、一昨年の広島県の土砂災害、昨年の茨城県での河川の決壊を受けて、現在、道において、土砂災害危険箇所の基礎調査が進んでおりまして、国も浸水想定区域見直しを予定していることから、我が町もこれを参考にしながら、耐震化された代替え施設の特定を検討したいと考えているところでございます。

重要行政データのバックアップにつきましては、当町の行政システム及び戸籍データは、町外のデータセンターに格納されておりますが、道路、水道管、下水道管などの図面につきましては電子化しておりませんので、完全なバックアップ体制が出来ておりませんが、将来的には、これらのバックアップしようと考えて、今、検討しているところでございます。

非常時優先業務の整理につきましては、地域防災計画の中に、避難対策や復旧などの災害対策本部の所掌事務については記載されていますが、行政として必要な業務を継続するという視点の記載や優先業務の整理が無く、今後十分に防災会議の中で議論しながら、これらの整理をして参りたいと考えているところでございます。

当町と致しましては、決して業務継続計画の検討をしていないのではなく、地域防災計画を中心に致しまして、防災基盤整備を進め、しっかりと町民の皆様の暮らしに安心を与えるため、理解しやすい防災の情報や避難手順などを整えながら、着実に地域防災力を高めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時31分)

8番大矢議員。

●8番

ありがとうございます。

説明が大変、多岐に渡っているのでメモしきれませんでしたので、勘弁頂きたいと思えます。

私もこの関係についてちょっと調べましたけれども、業務継続計画策定ガイドというのがあるんですね。

その中で、書式は問わないということも書いてありまして、奈井江町も防災計画の中で対応するというところでございますけれども、防災計画に重要6項目についてきちんと規定すればよいということになっていました。

その中で、重要なことは、計画を策定して終わるのではなく、訓練をして、問題点を見つけ出して、改善することが大事ですよということが書かれてありました。

町民の避難訓練というのは大変大事なことでございますけれども、今言われましたように、職員の訓練は、より大切ではないかというふうに思うんですね。

災害時の、これから代替え庁舎も検討するというところでございますけれども、代替え庁舎にある資材機材使って、重要データを引き出すということ、データセンターにデータがあるということでございますから、そういうのを引き出すということ、実際にそれをやってみないと、本当にそれで出来るのかどうか、機材が間に合うのかどうか、そういう手順がそれで順当なのかというのは、やはり訓練しないと分からないわけですから、そういう訓練の大切さというのも、職員にとってこそ訓練が大切ではないかと思うんですけれども、その辺町長の考えをお聞きします。

●議長

(1 1 時 3 3 分)

町長。

●町長

地域防災計画の中で位置付けておりますから、業務継続計画の中で、今大矢議員がおっしゃった通りでございます。

地域防災計画の中で、位置付けているということでご理解を賜りたいと思います。

それと、今一つは、なんと言いましても、地域の皆さん方、町民の皆さん方の訓練が必要でございます。

同時に、やはり、一番重要なことは職員の訓練ということが、なによりも必要でございますから、そういうことも含めて十分検討していきたいと、こういうふうに考えておりますし、もう既に訓練をしていると、部分的にはしています。

全庁的に全職員が訓練をしていることも、これまた事実でございますから、より充実した訓練をしていかなければいけないと、こういうふうに思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 3 4 分)

大矢議員。

●8番

説明で、大変、奈井江町、業務継続計画というだけでなく、災害に対する取り組みについては、十分理解をしたところでございますけれども、新聞報道では、現状が町民分からないわけですから、報道の対応には今後とも十分注意して頂きたいと思います。

以上を申し上げまして、質問を終わります。

●議長

大矢議員の一般質問を終わり、以上で町政一般質問を終わります。

(1 1 時 3 5 分)

日程第7 報告第1号の上程・説明・質疑

(11時35分)

●議長

日程第7、報告第1号「平成27年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第2回定例会出席大変お疲れさまでございます。

それでは、報告第1号について説明を致しますので、議案書の1頁をお開き下さい。

報告第1号「平成27年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」

平成27年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

この計算書につきましては、3月の定例会、4月の臨時会においてご決定を頂いたものでございます。

3事業の翌年度の繰越額が確定したことに伴い、報告をするものであり、情報システムセキュリティ強化対策事業では4,309万2千円、地方創生加速化交付金事業では3,446万9千円、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業では3,173万3千円、合計で1億929万4千円、財源の内訳の合計では国・道支出金で6,995万2千円、地方債で3,760万円、残り一般財源174万2千円となっております。

以上、報告致しますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

日程第8 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時37分)

●議長

日程第8、報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をお開き下さい。

報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について」

奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

詳細につきまして、担当課長から説明をさせますので、よろしくご承認下さいますようお願い申し上げます。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、報告第2号につきまして、ご説明致しますので、定例会資料1の1頁をお開き願います。

今回の変更につきましては、地方創生総合戦略に盛り込んだ事業のほか、各種事務事業につきまして、実施項目の内容整理、取り組み年度の変更を行うものでございます。

変更内容の主要項目につきましては、黒四角記号の1番目、「施策の体系」、2番目の「実施項目」において、「奈井江版CCRC（生涯活躍のまち）構想の推進」、「サービス付高齢者向け住宅の開設」につきまして、事業の新規掲載をした他、1頁から2頁にかけての各種事務事業の実施項目につきまして、それぞれ内容及び名称の変更と、2頁中段から3頁に記載しております「実施項目（ハード事業内容）」につきましては、「社会教育センター耐震診断」事業等を新規掲載した他、実施項目、事業年度の変更を行っております。

あわせて、3頁に、平成27年度完了事業一覧にまとめたものでございます。

なお、今回の報告に基づきました、改訂を行った計画書につきましては、別冊で配布をしておりますので、後ほど、ご覧頂きたいと存じます。

以上、第6期まちづくり計画前期実施計画の変更につきまして、説明をさせて頂きました。

よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みと致します。

ここで昼食のため、1時00分まで休憩と致します。

(昼休憩)

(11時41分)

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(12時58分)

●議長

会議を再開します。

日程第9、議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をお開き下さい。

議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,117万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,518万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款道支出金629万8千円を追加し3億8,791万9千円、17款寄附金259万9千円を追加し260万円、18款繰入金6,082万9千円を減額し3億3,3

73万6千円、19款繰越金6,310万3千円を追加し6,310万4千円、歳入合計1,117万1千円を追加し48億6,518万1千円であります。

歳出であります。

1款議会費6万円を追加し3,779万7千円、2款総務費309万9千円を追加し2億5,384万7千円、4款衛生費374万円を追加し7億5,522万8千円、8款土木費427万2千円を追加し6億1,196万3千円、歳出合計1,117万1千円を追加し48億6,518万1千円であります。

それでは、補正予算（第3号）の内容につきまして、歳出より説明致しますので8頁をお開き下さい。

議会費では、その他議会運営に要する経費として、議員研修に伴うバスの借上料で6万円を追加計上。

総務費、総務管理費での一般管理費では、その他まちづくり事業に要する経費として、空知地域の地域創生の活性化のため、空知管内24市町と道とで新たに設立を致しました、北海道空知地域創生協議会の負担金で50万円を追加計上しております。

地域振興基金では、ご寄附による積立金で259万9千円を追加計上。

衛生費、保健衛生費での保健衛生総務費では、サービス付高齢者向け住宅の備品購入に伴う病院事業会計への繰出金で374万円を追加計上。

9頁の土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費として、道道維持補修業務に係る委託料で629万9千円を追加計上。

都市計画費の下水道費では、下水道事業会計における繰越金の確定による繰出金の精査を行い、202万7千円を減額計上しております。

続きまして、歳入について説明致しますので、6頁をお開き下さい。

道支出金、道委託金、土木費委託金では、道路施設維持管理委託金で629万8千円を追加計上。

寄附金では、グレブ・ニキティン様、池上寛子様、ふるさと応援寄附金で瀬戸山英嗣様ほか224人の方からご寄附を頂き259万9千円を追加計上しております。

繰越金では、前年度からの繰越金6,310万3千円を追加計上です。

なお、以上におけます歳入歳出の差6,082万9千円につきましては、財政調整基金繰入金を同額減額計上を行い、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時03分)

●議長

日程第10、議案第2号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書10頁をお開き下さい。

議案第2号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」

平成28年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

4款繰入金171万7千円を減額し1億2,864万5千円、5款繰越金171万7千円を追加し171万8千円、歳入合計が補正額0でありまして合計が2億6,959

万2千円。

歳出の予算補正はございません。

それでは、補正予算の歳入の内容につきまして説明を致しますので、12頁をご覧下さい。

5款の繰越金で、前年度からの繰越金171万7千円を追加計上し、これと同額を繰入金において減額計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時06分)

●議長

日程第11、議案第3号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 13 頁をお開き下さい。

議案第 3 号「平成 28 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 28 年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,086 万 6 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 6 月 14 日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

4 款繰越金 43 万 4 千円を追加し 43 万 5 千円、歳入合計が 43 万 4 千円を追加し 9,086 万 6 千円であります。

歳出であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 43 万 4 千円を追加し 9,053 万 3 千円、歳出合計が 43 万 4 千円を追加し 9,086 万 6 千円であります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出より説明を致しますので、16 頁をお開き下さい。

歳入の繰越金では、前年度からの繰越金 43 万 4 千円を追加計上。

これと同額を歳出における後期高齢者医療広域連合納付金に追加計上を行ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時09分)

●議長

日程第12、議案第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書17頁をお開き下さい。

議案第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」

平成28年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

3款繰入金202万7千円を減額し2億5,517万4千円、4款繰越金202万7千円を追加し202万9千円、歳入合計、補正額0でありまして、合計が4億7,480万円。

歳出の補正はございません。

それでは補正の内容につきまして歳入の説明を致しますので、20頁をお開き下さい。

繰越金では、前年度からの繰越金 202万7千円を追加計上、これに伴って、繰入金で一般会計繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図ってございます。

21頁をご覧ください。

歳出においては、歳入の補正に伴い、公債費の財源振り替えを行っております。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時11分)

●議長

日程第13、議案第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 22 頁をお開き下さい。

議案第 5 号「平成 28 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）」

第 1 条、平成 28 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 28 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（3）の建設改良事業であります、（2）の自動眼圧計他で 968 万 5 千円を追加し 1 億 5, 176 万 2 千円とするものであります。

第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

歳入については、補正はございません。

歳出であります、第 1 款病院事業費用について 3 万 9 千円を追加し 11 億 4, 974 万 6 千円であります。

次頁をお開き下さい。

第 4 条、予算第 4 条中不足する額 4, 515 万 3 千円を不足する額 4, 523 万 8 千円に、過年度分損益勘定留保資金 4, 515 万 3 千円を過年度分損益勘定留保資金 4, 523 万 8 千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入であります。

第 1 款資本的収入 960 万円を追加し 2 億 2, 097 万 8 千円。

支出であります。

第 1 款資本的支出 968 万 5 千円を追加し 2 億 6, 621 万 6 千円。

第 5 条、予算第 5 条に定めた限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的が 2 つございます。

医療機器整備事業の病院事業債については 220 万円を追加し 440 万円。

2 つ目の医療機器整備事業過疎債におきましては 210 万円を追加し 430 万円であります。

なお、それぞれ起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

平成 28 年 6 月 14 日提出、奈井江町長。

今回の提案につきましては、サービス付高齢者向け住宅の整備に伴う備品購入、及び医療機器の購入に伴う予算補正であります。

それでは、補正予算の内容につきまして、収益的支出より説明致しますので、26 頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業外費用のサービス付高齢者向け住宅費では、住宅登録手数料で 3 万 9 千円を追加計上致しております。

続きまして、資本的支出について説明致しますので、27 頁をお開き下さい。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、病院改修に係る備品購入費、医療機器購入費あわせて 968 万 5 千円を追加計上。

資本的収入の企業債では、医療機器の購入に係る財源として特別地方債で220万円、過疎債で210万円を追加計上するとともに、負担金では、病院改修に係る備品購入の財源として一般会計負担金で374万円を追加計上。

国・道補助金では、病院改修の備品購入に係る交付金156万円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では4,777万2千円の赤字、繰越実質収支では1億5,100万5千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時16分)

●議長

日程第14、議案第6号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書29頁をお開き下さい。

議案第6号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)」
第1条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入については補正はございません。

歳出であります。第1款、介護老福事業費用20万7千円を追加し3億7,755万5千円とするものであります。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

補正の内容につきまして説明致しますので、31頁をご覧下さい。

収益的支出、介護老福事業費用の事業費用では、入所者用冷蔵庫の更新に係る費用で、20万7千円を追加計上致してございます。

以上の結果、単年度実質収支では84万1千円の赤字、繰越実質収支では3,077万8千円の黒字を見込んでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

(13時19分)

●議長

おはかりします。

6月15日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため6月15日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれにて散会とします。

なお、16日は10時00分より会議を再開致します。

大変、ご苦労さまでした。

(13時19分)

平成28年6月16日（木曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 3 議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 4 議案第 9号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 5 議案第10号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について
- 第 6 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 会議案第1号 議員の派遣について
- 第 8 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 9 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第10 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務の付託について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北	良 治
副	町	長	相 沢 公
教	育	長	萬 博 文
会	計	管	理 者 篠 田 茂 美
ふ	る	さ	と 振 興 参 事 碓 井 直 樹
ま	ち	づ	く り 課 長 馬 場 和 浩
く	ら	し	と 財 務 課 長 小 澤 克 則

おもいやり課長	松本正志
ふるさと商工課長	横山誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
ふるさと農政課長	辻脇泰弘
まちなみ課長	大津一由
健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	山崎静
代表監査委員	中野浩二

○欠席した者の氏名（0名）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	岩口茂
議会庶務係長	

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、最終日、大変にご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番大矢議員、1番大関議員を指名します。

日程第2 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第2、議案第7号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

それでは議案書の説明をさせていただきますので、議案書の32頁をお開き下さい。

議案第7号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

34頁をご覧頂きたいと存じますが、本案につきましては、北空知学校給食組合の解散、脱退による規約の変更であり、総務大臣の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第3、議案第8号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の35頁をお開き下さい。

議案第8号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

本案につきましても、先ほどと同様、北空知学校給食組合の解散、脱退によります規

約の変更であり、総務大臣の許可のあった日から施行しようとするものでございます。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第4、議案第9号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の36頁をお開き下さい。

議案第9号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

本案につきましても、先ほどと同様、北空知学校給食組合の解散、脱退による規約の変更でありまして、総務大臣の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第5、議案第10号「中空知広域市町村圏組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の37頁をお開き下さい。

議案第10号「中空知広域市町村圏組合規約の変更について」

地方自治法第286条第2項の規定により、中空知広域市町村圏組合規約を次のとおり変更する。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

今回、提案をする規約改正の要旨につきましては、中空知広域市町村圏組合において保有する「ふるさと市町村圏基金」について、超低金利時代の状況下で、なかなか適切な運用先がないこと、併せて、関係市町から、厳しい財政状況の中、人口減少に歯止めをかけ地域づくりを推進していくため、基金の一部を取り崩して、地方創生や公共施設の耐震化、地域防災等、各市町が直面している喫緊の課題に対応していくための活用をしていくとの趣旨で、5市5町で協議が整ったため、規約の中に「全ての関係市町が合意する場合には、出資金の一部、又は全部について、取り崩しができる」という条文を追加しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第6、議案第11号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

連日、ご苦労さまでございます。

それでは、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めることについてでございますが、固定資産評価審査委員会委員、笹木謙一郎氏が、平成28年6月30日付けをもって任期満了となりますので、引き続き、笹木謙一郎氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

平成28年6月14日提出、奈井江町長。

なお、履歴については、次頁に記載されておりますので、よろしくご同意のほど、お願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

日程第7 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時08分)

●議長

日程第7、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり承認することにしたいと思います。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 調査第1号の上程・説明・付託

(10時10分)

●議長

日程第8、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第9 調査第2号の上程・説明・付託

(10時11分)

●議長

日程第9、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 調査第3号の上程・説明・付託

(10時13分)

●議長

日程第10、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長
(調査第3号) 朗読

●議長
本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。
本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
平成28年奈井江町議会第2回定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

(10時14分)

〃